

## ( ) 財政計画における用語解説と積算の考え方

6面の財政計画には専門的な用語が多く使われていますので、用語の意味と主な積算の考え方について補足して説明します。

### 歳入

#### 市税

市民の皆様から納めていただく市の税金で、市民税や固定資産税などのことです。国と地方の税財政を見直す、いわゆる「三位一体の改革」による税源移譲や個人住民税の定率減税の廃止などを見込んでいますが、市税全体では、長期的に減少傾向で推移するものとしています。

なお、本格的な税源移譲が行われるまでの措置（所得譲与税）については、平成19年度に制度が終了しますので、以降は市税として相当分を見込んでいます。

#### 地方譲与税・交付金

国や県が徴収した税の一部から市町村に配分されるもので、地方譲与税としては所得譲与税や自動車重量譲与税など、交付金としては利子割交付金や地方消費税交付金などがあります。

#### 地方交付税

全ての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、所得税などの国税から地方公共団体に交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、財政力指数（一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているのかを示す数値）が1.0以上の自治体には交付されません。

18年度に合併した場合、27年度まで合併算定替（合併前の市町が存続したものとして算定される普通交付税額を保证する特例措置）を適用したうえで、現相模原市分については普通交付税の交付を受けないものとし、津久井町、相模湖町分については、国の財政支援措置を加算し、藤野町分については横ばいとして推計しています。

#### 国・県支出金

特定の仕事に対して、国・県から交付される資金のことで、生活保護費や児童手当などの負担金、道路や学校建設のための補助金などがあります。

歳出の扶助費や投資的経費に連動して推計するほか、三位一体の改革（国と地方の税財政改革）による税源移譲分としての削減分を見込んでいます。

#### 市債

一時的に多額の費用がかかる道路や学校などの公共施設の建設事業に対し、借り入れる資金などのことです。

臨時財政対策債（財源不足を補てんするため、従来地方交付税で配分されていたものを、個々の地方公共団体が地方債を発行して資金調達をするもので、元利償還金相当額については、後年度、地方交付税措置されることになっています）は平成18年度までの制度ですが、今後も地方財源の不足が根本的に解消される要素は少ないことから、何らかの代替措置があるものとして推計しています。

減税補てん債（国の減税政策による地方税の減収分を補てんするための地方債）は、個人住民税の定率減税が廃止される影響を見込んで推計しています。

また、1市2町の合併に係る合併特例債の発行を見込んでいます。

### 歳出

#### 人件費

議員や職員の給料、期末・勤勉手当、退職金などです。

議員の定数については、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく定数特例を適用することとし、19年度から22年度までは津久井町分2人、相模湖町分1人、藤野町分1人を加えて50人とし、23年度以降は現在の市の定数である46人として積算しました。一般職員については、平成22年度までに165人削減するものとして推計しています。

#### 扶助費

生活保護費や児童手当、児童扶養手当など法令に基づいて支給される費用のほか、市町村が独自で行っている施策に基づき支給される費用を含みます。

しばらくは増加傾向が続くものとし、地方公共団体全体での伸び率を用いて、段階的に伸び率が縮減するものとして推計しました。

#### 公債費

建設事業や財源不足の補てんのために借りた市債などの返済金とその利息のことで、現在の返済計画などの条件を当てはめて積算しています。

財政運営の状況を図る指標の一つである「公債費負担比率」に相当する数値を本財政計画の数値を使用して仮に算定すると、各年度13%台後半から15%台後半となります。

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源（用途が限定されない財源）の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政運営の硬直性が高まると言われています。

相模原市の平成16年度の公債費負担比率は14.8%、中核市平均は、平成15年度で16.7%（平成17年度地方財政白書）となっています。

#### 物件費

委託料、役務費（通信運搬費、手数料など）、賃金、旅費、消耗品費などの消費的な経費の総称です。

過去の実績は減少傾向ですが、今後委託料などが増加するものとし、全体では微増していくものと見込んでいます。

#### 補助費等

各種団体や個人に対する補助金、交付金のほか寄付金や保険料が含まれています。

津久井郡広域行政組合は解散するため、その負担金を除いた額で推計しています。

#### 投資的経費

主に、道路や学校、庁舎などの施設の建設、整備に必要な事業の経費のことで、

主要事業に位置付けた事業の概算事業費や、道路の補修など経常的に必要な経費について積算しています。

### 参考（平成16年度の各市町一般会計決算）

	市税	地方譲与税・交付金	地方交付税	国・県支出金	市債	その他	合計
相模原市	93,319,881	15,257,220	472,182	23,225,244	31,041,400	19,320,008	182,635,935
津久井町	3,338,397	703,194	981,065	679,811	1,207,300	1,636,601	8,546,368
相模湖町	1,022,406	240,648	944,288	378,989	511,500	408,189	3,506,020
藤野町	1,163,922	319,872	1,005,916	300,085	658,300	501,885	3,949,980
合計	98,844,606	16,520,934	3,403,451	24,584,129	33,418,500	21,866,683	198,638,303

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	合計
相模原市	37,120,274	26,403,096	35,756,326	22,262,249	6,973,341	22,309,805	26,289,329	177,114,420
津久井町	2,392,198	452,194	1,220,469	1,083,247	1,364,863	749,181	992,733	8,254,885
相模湖町	914,443	144,024	675,254	541,857	555,973	144,322	446,385	3,422,258
藤野町	1,014,585	143,681	478,587	473,900	573,016	451,904	606,998	3,742,671
合計	41,441,500	27,142,995	38,130,636	24,361,253	9,467,193	23,655,212	28,335,445	192,534,234

(注)市債、公債費は、減税補てん債などの借換えのため、例年より多くなっています。

## 計画案の配布と意見の提出について

3面から6面に掲載した相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）に対して、広くご意見を募集します。計画案の全文は下記で配布していますので、ぜひご覧いただき、ご意見をお寄せください。

配布場所 <相模原市> 相模原市・藤野町合併協議会事務局(広域行政推進課)、行政資料コーナー、各出張所、各公民館

<藤野町> 合併推進課、各支所

<津久井町> 合併対策室、町政情報コーナー、各支所、生涯学習センター、文化福祉会館、串川ひがし会館

<相模湖町> 合併推進課、各公民館、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流センター

募集期間 11月1日(火)から11月30日(水)まで

記載事項 必ず住所、氏名、電話番号を明記の上、該当する箇所(どの部分についてのご意見かわかるように、見出し、行数などを明記してください)ご意見とその理由について書いてください。

提出方法 直接持参、郵送、ファックス、Eメールで相模原市・藤野町合併協議会事務局へ(〒229-0036 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 ☎042-768-4066、Eメール kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp)

なお、直接持参される場合は、藤野町、津久井町、相模湖町の各合併担当課でも受け付けます。

注意事項 提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。なお、合併協議会ホームページ(<http://www.sf-gappei.jp>)から参考様式をダウンロードできます。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただくことがあります。

## 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 相模原市、津久井町及び相模湖町の 合併に伴う神奈川県への支援について

神奈川県は、相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町の合併が確定したことを踏まえ、神奈川県が定めた当地域への支援方針に基づき、新市の一体性の確保や行財政運営の安定化のため、市町村合併特例交付金を措置することを決定しました。

この市町村合併特例交付金は、合併準備のための電算システム統合の経費や合併後の新市のまちづくり事業などに利用することになります。

市町村合併特例交付金 10億円(9月補正予算額:10月5日県議会議決)

## 相模原市、津久井町及び相模湖町の 合併準備の状況について

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町では、平成18年3月20日の合併に向け、合併後の新しい行政サービスなどについて、調整作業を進めています。

今後、住民の皆様身近な行政サービスや窓口が合併によりどのようになるのかについては、広報紙などによりお知らせをするとともに、相模原市に編入される津久井町及び相模湖町の住民の皆様には、平成18年2月頃にガイドブックを配布する予定です。

また、合併後の新相模原市において、行政サービスを円滑に提供していく上で必要となる電算システムの統合については、これまでに1市2町合わせて約12億6千万円を予算計上し、住民サービスに支障をきたすことがないように、統合作業を進めています。

## 相模原・津久井地域合併協議会

### 第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催します

平成17年7月10日(日)に開催した第2回相模原・津久井地域合併協議会で、「合併の期日」の採決をめぐり、城山町長より副会長職を辞任する申し入れがあり、合併協議会の開催日程などが決まり次第お知らせすることとしておりました。

平成17年9月14日付けで城山町長より相模原・津久井地域合併協議会会長に対して、「合併協議の延期等」について相談したい旨の文書が提出され、関係市町等で調整を行ってまいりましたが、平成17年11月7日(月)に第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催することになりました。詳しくは8面の会議開催のお知らせをご覧ください。